

## 【交付金銭等の支払調書合計表】

### 記載要領

- 1 この合計表は所得税法第 225 条第 1 項第 10 号に規定する「交付金銭等の支払調書」を提出する場合に使用する。
- 2 「調書の枚数」及び「交付金銭等の額」欄には、この合計表とともに提出する調書を「居住者分」と「非居住者分」に区分し、それぞれの枚数及び交付金銭等の額を記載する。
- 3 二重線で囲まれている欄は、提出義務者において記載を要しない。